

氏名	佐藤達郎
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第103号
学位授与の日付	平成10年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科東洋史学専攻
学位論文題目	漢代人事制度の研究 ——その構造と変容——

論文調査委員 (主査) 教授 礪波 護 教授 夫馬 進 教授 杉山 正明

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、漢代の官僚制度の歴史的特質を解明すべく、人事制度の切り口よりその論理と形成・変容の過程を探ろうとするものである。全体の構成は、四章からなる本論に、序を冠し結語を付している。

まず序において、漢代の人事制度に関連する従来の研究史を跡づけ、それらが専ら察挙制度と辟召制度に関心の中心に据え、その後の官僚人事が如何なるシステムのもとで行われたを明らかにしてこなかった点を批判する。そして四十年前に大庭脩が唱えた、大半の官僚がそれにより昇進を遂げていた、すなわち漢代人事制度の主流を占めたという〈功次による昇進〉に焦点を当てる旨が述べられる。

第一章「功次による昇進制度の形成」では、功次による昇進制度の起源を検討し、その歴史的位相を解明することを目指し、四節からなる。その第一節「漢簡に見える功労の検討—胡平生氏の説の再確認—」では、漢代における官吏の勤務時間を表現する単位「功」「労」のうち、従来曖昧に付されてきた前者「功」の内容につき、簡牘史料の綿密な検討を通して、それが後者、単純な勤務日数「労」四年＝一功として換算された、とする近年の胡平生の所説を新たな傍証を提示しつつ支持、再確認する。

つづく第二節「功労と軍功」では、この官僚の勤務日数（から換算された）単位としての「功」「労」と、戦陣での軍功との類似性を指摘、前者の起源が具体的な軍功にあることを推測する。すなわち前者の申請は後者のそれと同様「上功」と呼ばれ、その評価・認定の手続きも両者で類似していたことから、漢代官吏の勤務日数による評価の制度の起源が軍功の評価制度にあることを推測する。第三節「軍功による昇進制度の形成」において、戦国時代における軍功賜爵の制度が軍功による官位昇進の制度へと変化していく過程を、三小節に分けて検討し、第三小節では、前漢に入り次第に軍功に対する褒賞が爵から官位へと比重を移していき、遅くとも後漢の最初期には官位が爵から独立した形で与えられたことを確認する。

当初はあくまでも純粋な従軍の功労に対する賞与としての官位昇進の制度の形成であったのが、やがて軍功ではない官僚の通常の勤務における功労に対しても行われるようになる過程を追究するのが、第四節「通常勤務による昇進制度の形成」である。戦国時代の中期よりことに秦国において、軍功にあらざる官僚の勤務における功績が従軍の功績と等価値とされ、それに対して初め軍功爵、やがて官位が褒賞として与えられるようになった。従って漢代官吏の勤務日数による評価の制度は、漢代官僚制度上に残る戦国的特質を表現するものである、と述べる。

第二章「漢代、功次による昇進制度の具体的検討」では、こうして形成された漢代の功次による昇進制度の具体像を、出土文物の簡牘を積極的に援用しつつ詳細に考察する。まず第一節「漢簡より見た功次による昇進」では、諸先学が既に取り上げた功労関係の簡牘を再検討し、文書の動きを考察しつつ功労の評価から人事に至る一連の手続きを解明しようとする。そして候官による功労評価と候補者の選出・推薦、推薦を受けた都尉府による人事決定、という手続きを確認し、形式的な最終決定を行う都尉府に対し、事実上の吏の評価選出の機能は多分にその下の候官にあったことを指摘する。つぎの第二節「功次による昇進—文献より—」では、前節での考察結果を文献にも援用し、文献に見える功次による昇進においてもほぼ

同様の下級機関から決定権をもつ上級機関への推薦という手続きを確認する。

ところで漢代の官吏登用・昇進制度に関しては、察挙制度を中心に研究が蓄積されてきた。察挙とは、高級官僚によりある名目のもと行われる推挙制度の総称であり、それらにより布衣の者の任官のみならず、現任官の昇進もなされた。従来の多くの研究は、漢代の人事制度の全体像について言及することを避け、あるいはそれを意識しないまま、専ら察挙制度による昇進に焦点を当ててきたため、あたかも察挙のみが官僚の昇進の手段であるかのような印象を与えた。それらの中にあつて、大庭脩は文献と漢簡に見える「功次」による昇進に注目する論考を発表していたのである。論者は、この功次による昇進、つまり年功序列的昇進に焦点を当て、大庭の論考の出された時点では利用できなかった新出の漢簡を援用して、次章で大庭説を再吟味する。

第三章「察挙制度と功次による昇進制度との関係」は五節からなり、まず第一節の「問題の所在」につづく第二節「文献より見た被察挙者の資格」では、文献に見える察挙に関する記事より、被察挙者が如何なる手続きのもと如何なる資格を評価認定されるかを検討する。そして被察挙者の官簿上の功労をも含めた諸資格に基づいて該当者が選出され、挙状にその資格が転記されて推薦がなされたことを指摘する。第三節「漢簡より見た吏の昇進と資格」では、漢簡における功次による昇進の記録中、功労は諸資格の中の一つであったこと、それら諸資格はいずれも法規上の明確な規定をもっていたことを指摘し、第四節「漢代察挙制度の位置」では察挙制度と功次による昇進制度との基本的な類似性が指摘される。そして第五節「小結」では、多くが推挙の形をとって事実上の人事権の多分に下級機関にあつた漢代の人事制度の特質を、中央の銓司による集中的管理のなされる後代の制度と比較、その人事権の分散性を指摘するとともに、後世の制度の原型も既にそこに原初的に胚胎していた、と論じる。そして、かかる制度の中から後世のような中央官府における人事の集中的管理の制度が成立してくる過程を探ることを次の課題として提示する。

第四章「尚書の銓衡の成立—漢代における「選挙」の再検討—」は四節からなり、後漢に入ると尚書により官僚人事の集中的管理が行われ、それが後漢最末期には後世のように「銓衡」と呼ばれるに至ることを述べる。まず第一節「前漢における人事権の所在—三公から尚書へ—」では、前漢末期には六百石以上の高級官僚の人事に尚書が影響力をもつようになったことを指摘し、その影響力が後漢になり更に強まった結果、それが「選挙」と呼ばれるに至ったことを推測する。第二節「後漢時代、三公による「選挙」の検討」では、後漢になっても依然として三公による「選挙」の語がしばしば文献に見られるという現象を検討、それら文献上の「選挙」の語を検討し、三公によるそれが察挙、特に帝の特命による「制科」を指すことを明らかにする。

第三節「尚書による人事の制」では、後漢における尚書による「選挙」の語をも検討、それは察挙ではなく、同時期の三公による「選挙」とは異なる制度であったことを明らかにし、その手続きは尚書故事などの法規に則って行われたことを指摘する。第四節「尚書の銓衡の成立」では、後漢に入ると頻見するようになる「選挙」の語が後漢最末期には後世のように「銓衡」の語で呼ばれるに至り、ここに後世のような中央官司による官僚人事の官吏の制度が明確に成立した、とする。

最後に「結語」では、以上の論旨をまとめたのち、第一に中国古代帝国の官僚制の軍事的色彩とその前後漢期以後の希薄化、第二に勤務日数の評価制度が官僚の任期の観念を生み官僚人事の機械化をもたらして六朝貴族制の一前提を提供したこと、第三に官僚人事の機械化が必然的に尚書の銓衡を成立せしめ、そこに官僚制の立体化と中央集権の高度化が見いだせることを、特に指摘している。

論文審査の結果の要旨

本論文「漢代人事制度の研究——その構造と変容——」は、帝政中国が形成される漢代の官僚制度の歴史的特質を解明すべく、人事制度の切り口から当時の官僚制度の特質とその変容の過程を探ろうとするものである。全体は短かい序と結語のほか、第一章「功次による昇進制度の形成」、第二章「漢代、功次による昇進制度の具体的検討」、第三章「察挙制度と功次による昇進制度との関係」、第四章「尚書の銓衡の成立—漢代における「選挙」の再検討—」の四つの章からなっている。

論者が修士論文を補訂して公表した「曹魏文・明帝期の政界と名族層の動向」は、三国曹魏の政治と社会を対象とした堅実な考察として、発表時点から学界で高く評価された。つづいて論者は、曹魏政権から始まった官吏登用法たる九品官人法の淵源を探ろうとして公表したのが、本論文の第四章にあたる論考であった。それ以後、第二章と第三章にあたる内容を発

表し、いずれも好評を博している。今回、旧稿に補訂を加えて体裁を整えた上、新たに第一章を起稿し、序を冠し結語を付したのである。

漢代の人事制度に関連する従来の研究は、専ら察挙制度と辟召制度を関心の中心に据え、微に入り細をうがつ作業がつつけられた。察挙とは、高級官僚により幾つかの名目のもとで行われる推挙制度の総称であり、辟召とは、公府の長官である高級官僚が自己の官庁の属僚を招聘する制度を指す。しかし、その後の官僚人事が如何なるシステムのもとで行われていたかについては、等閑に付されてきた嫌いがあった。そのような研究動向に疑問を感じた論者は、四十年前に大庭脩が論文「漢代における功次による昇進」で唱えた、漢代人事制度の主流を占めた〈功次による昇進〉、つまり年功序列的昇進に焦点を当てて、その成果を纏めたのが本論文である。昨今の我が国での話題に照らすと、少数の省庁キャリア官僚の人事システムではなく、大多数のノンキャリアの昇進制度に焦点を合わせた研究である。論者は、大庭の論考が出された時点では利用できなかった新出土の簡牘資料をも援用して、議論を展開している。

本論文の論点は多岐にわたり、通説の再確認とともに新解釈も多い、そのうちの幾つかを順を追って取り上げておこう。

まず功次による昇進制度の起源を検討する第一章では、漢代で官吏の勤務時間を表現する単位「功」「勞」について、簡牘史料の綿密な検討を通して、単純な勤務日数「勞」四年＝一功として換算された、とする近年の胡平生の所説を、新たな傍証を提示しつつ支持した。ついで官僚の勤務日数（から換算された）単位としての「功」と戦陣での軍功との類似性を指摘、その起源が具体的な軍功にあることを推測する。

ついで論者は、当初はあくまでも純粋な従軍の功勞に対する賞与としての官位昇進の制度の形成であったのが、戦国時代の中期より、軍功にあらざる官僚の勤務における功績が従軍の功績と等価値とされ、それに対して初めて軍功爵、やがて官位が褒賞として与えられるようになったので、漢代官吏の勤務日数による評価の制度は、漢代官僚制度上に残る戦国的特質を表現するものである、と論じている。

第二章では、漢代の功次による昇進制度の具体像を、出土文物の簡牘を積極的に援用しつつ詳細に考察する。諸先学が既に取り上げた功勞関係の簡牘を再検討し、候官による功勞評定と候補者の選出・推薦を受けた都尉府による人事決定、という手続きを確認し、形式的な最終決定を行う都尉府に対し、事実上の吏の評価選出の機能は多分にその下の候官にあったと、述べる。

第三章では、文献に見える察挙に関する記事を検討することにより、被察挙者の官簿上の功勞をも含めた諸資格に基づいて該当者が選出され、挙状にその資格が転記され推薦がなされたことを指摘する。また漢簡における功次による昇進の記録中、功勞は諸資格の中の一つであったこと、それら諸資格はいずれも法規上の明確な規定をもっていたことを指摘し、察挙制度と功次による昇進制度との基本的な類似性を明らかにする。

第四章では、前漢末期には六百石以上の高級官僚の人事に尚書が影響力をもつようになったことを指摘し、その影響力が後漢になり更に強まった結果、それが「選挙」と呼ばれるに至ったことを推測する。ついで、後漢になっても依然として三公による「選挙」の語がしばしば文献に見られるという現象を検討、三公によるそれが察挙、特に帝の特命による「制科」を指すことを明らかにする。また後漢における尚書による「選挙」の語をも検討、それは察挙ではなく、同時期の三公による「選挙」とは異なる制度であったことを明らかにし、その手続きは尚書故事などの法規に則って行われたのであろうと推測する。そして後漢に入ると頻見するようになる「選挙」の語が後漢最末期には後世のように「銓衡」の語で呼ばれるに至り、ここに後世のような中央官庁による官僚人事の制度が明確に成立した、とする。

最後に「結語」では、第一に中国古代帝国の官僚制の軍事的色彩とその前後漢期以後の希薄化、第二に勤務日数の評価制度が官僚の任期の観念を生み官僚人事の機械化をもたらして六朝貴族制の一前提を提供したこと、第三に官僚人事の機械化が必然的に尚書の銓衡を成立せしめ、そこに官僚制の立体化と中央集権の高度化が見いだせることを、特に指摘している。

バランスのとれた論者の行論は着実かつ慎重であって、先学の論著に対する取捨選択も公正である。例えば、考廉の廉、廉吏の廉の字義について、廉吏とは清廉の吏ではなく、法術的な能吏、むしろ酷吏に近いとする陳直『漢書新証』の新説を承けて、法家的資質を意味するとした福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（1994年刊）の所説を退け、「もとより孝廉の語義は孝行かつ清廉の意であり」と断じている。

周天游点校『漢官六種』（1990年刊）の参照を怠ったために生じた瑕瑾など、補訂を要する箇所もありはするが、本論文

によって、漢代の人事制度、とりわけ年功序列的昇進制度に関して、これまで不明であった多くの史実が初めて解明された点は高く評価される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1998年2月19日、調査委員3名が試験を行った結果、合格と認めた。